志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　令和２年第３回定例会

１．招集年月日　　令和２年３月23日（月）

１．開催年月日　　令和２年３月30日（月）

１．開催場所　　志摩市役所405会議室

１. 招集をした者　　舟戸 宏一

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した者　　教育長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 舟戸 宏一

　　　　　　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　調整監兼学校教育課長　　　　 　　　　　　　　澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局教育総務課長　　　　　　　　 井上 辻明

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

　　　　　　　　　　　　　国体推進室長　　　　　　　　　　　　　　　　 阿部 　亨

１．傍聴人　　０名

１．事　　　　　　　項

|  |  |
| --- | --- |
| 開　会日程第　１日程第　２日程第　３追加日程第１追加日程第　２日程第　４日程第　５日程第　６日程第　７日程第　８日程第　９日程第10日程第11日程第12閉会 | 開会時間　９時00分会議録署名委員の指名　　２番　森委員教育長報告議案第26号　志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限に関する規則の制定について議案第27号　語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則について議案第28号　志摩市子ども重大事態調査委員会設置要綱を廃止する告示について議案第21号　令和２年度志摩市奨学金の貸与について議案第22号　志摩市学校給食費の一部無償化等について議案第23号　令和２年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について（非公開）議案第24号　志摩市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限に関する方針について議案第25号　令和２年志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について報告第６号　令和元年度第２回志摩市学校給食センター運営委員会について報告第７号　県費負担教職員の人事異動内申について（非公開）報告第８号　保護者宛文書「子どもの育ちや学びの支援　志摩市総合教育センター」の発行についてその他協議・報告案件について1. 各課からの報告
2. その他

閉会時間　10時12分 |
|  |  |
| 教育長**日程第１**教育長委員**日程第２**教育長各委員教育長**日程第３**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**追加日程第１**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**追加日程第２**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第４**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第５**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第６**教育長各委員教育長教育長各委員教育長**日程第７**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第８**教育長事務局教育長委員教育長教育長委員事務局委員教育長各委員教育長各委員教育長**日程第９**教育長事務局教育長各委員教育長**第日程１０**教育長各委員教育長教育長**第日程１１**教育長事務局教育長委員教育長事務局委員教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長各委員教育長**第日程１２**教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長各委員教育長事務局教育長委員事務局教育長教育長 | それでは定刻となりましたので、ただいまより令和２年第３回の定例教育委員会を開会します。それでは事項書の日程に従いまして議事を進めます。**会議録署名委員の指名**日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は２番、森委員を指名します。よろしくお願いします。よろしくお願いします。**教育長報告**日程第２、教育長報告について御手元に配付のとおりです。教育長報告について質疑はございませんか。（質疑なし）それでは、ないようですので次へ進めます。**議案第26号　志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限に関する規則の制定について**日程第３、議案第26号、志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限に関する規則の制定についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。議案第26号、志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定について説明いたします。教師の長時間勤務の実態というのは大変深刻であり、業務量の適切な管理をすることが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠となっております。公立学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、文部大臣は公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保をはかるために講ずべき措置に関する指針を定め、令和２年４月１日、施行されることになりました。その指針の内容として、服務監督者である教育委員会は教育職員の在校時間の上限等に関する方針を教育委員会規則において定めることとされています。ここで言う在校等時間とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握できる時間のことで、学校にいて業務をしている時間だけでなく、研修や家庭訪問などで郊外での業務の時間も含んでおります。国の指針を受けて、三重県教育委員会は条例を改正し、その条例を踏まえて市教育委員会として志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則を制定するものです。上限時間は国の指針のとおり、１カ月45時間、１年360時間とします。ただし、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加がある場合、これは児童生徒の命に関わる等、そういった緊急の場合のことを想定しております。そういう場合は１カ月100時間、１年720時間とします。この規則は令和２年４月１日から施行します。この規則を制定する目的は、教育職員の長時間勤務を改善し健康及び福祉の確保をはかることにより、学校教育の水準の維持向上に資するためであります。そのためには、規則に定めたことが実効性のあるものとなるよう、業務の抜本的な見直しなど総合的に働き方改革を推進していく必要があると考えております。以上です。説明がありましたが、この件に関わって質疑はございませんか。（質疑なし）それでは、採決に移ります。議案第26号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第26号は可決されました。**議案第27号　語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則**追加日程第１、議案第27号、語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。学校教育課、澤田です。よろしくお願いいたします。本件につきましては、語学指導を行う外国青年、外国語指導助手、ＡＬＴの関係の規則でございます。ＡＬＴの現行４人はインタラックという派遣業者から派遣されておりますが、直接任用しておりますＡＬＴも１人おりまして、そのＡＬＴの関係の規則になります。この規則の改正につきましては、以前もお諮りはさせていただきましたが、改めて追加で規定すべき内容がありましたので、この場で提案をさせていただきます。今回提案する新たな内容の要点としては大きくは２点ありまして、１つは勤務時間の規定、それからもう１つは休暇、中でも特別休暇の規定となっております。どちらも会計年度任用職員との整合性、それからその中でも国際交流員との整合性、同様の形に改める必要があります。資料につきましては新旧対照表を使って御説明させていただきます。この新旧対照表につきましてもボリュームがあります。以前のものもここに、現行と改正案という形で載っておりますので、条として幾分かさんでいる状況です。これは前回お諮りをしましたが、施行としては令和２年４月１日からということで、今はまだ施行に至っておりませんので、以前のものを含めて載っている形となっております。この中で新旧対照表の改正案のほうの第９条をお願いいたします。第９条が勤務時間の規定となっておりまして、この条文につきまして国際交流員は勤務時間が午前９時から午後５時までの７時間と書いてはあるのですが、外国指導助手の場合は学校の時間割りによってきますので、何時から何時までと一律に決めることができませんので、この第９条第２項にあるように午前８時から午後５時15分までのうちの７時間という書き方になっております。例えば１限目の時間に合わせて勤務が開始されて、子どもたちの給食とか掃除の時間とも兼ね合いながら昼休憩をとっていただく。それで、７時間の勤務をもって終わるという形となっております。この第３項で休憩時間の割り振りは、１時間の休憩時間を１日の勤務時間の途中に置くものとすると書いてあり、そういった学校の時間割り、児童生徒の教育活動との兼ね合いがありますので、こういった書き振りとなっております。続きまして、特別休暇の関係をお願いいたします。第13条になります。第13条が特別休暇となっておりまして、（１）第１号は略となっておりますが、こちらは忌引きの関係です。変更はありませんので略となっております。父、母、配偶者、子のときは10日、兄弟、姉妹、祖父母のときは５日となっております。それから第２号が、本人が結婚する場合の結婚休暇についての規定です。それから第３号が、６月から９月までの期間内における休暇っていうことで夏季特別休暇の規定となっております。続きまして、第４号が災害の関係で、第４号のアは現住居が滅失した場合の休暇の規定についても同様です。それから第５号は災害の場合の出勤困難の場合の休暇の規定です。第６号は同じく災害ですが、こちらは退勤途上に危険がある場合の休暇の規定です。第７号は官公署出頭の規定です。それから第８号は妊婦の休息補食の規定となっております。ここまでの休暇と、それから最後の特別に認める休暇につきましては有給となっております。第９号からは無給となっております。第９号が産前８週間の休暇、それから第10号が産後８週間の休暇です。第11号が保育時間と呼ばれる１日２回それぞれ30分以内の時間の休暇です。第12号が生理により就業が困難な場合の休暇です。第13号は子の看護の場合の休暇です。第14号は介護の休暇の中でも短期の介護休暇です。第15号が妊婦保健指導の休暇、第16号は骨髄移植のための休暇です。第17号と18号でもう一度介護の関係が出てまいりまして、17号が介護休暇、93日以内のものです。それから18号はそれを超えた場合におけます介護時間の休暇となっています。それからめくっていただきまして、第19号が妊婦の健康診査の休暇ですが、こちらにつきまして条文が国際交流員となっておりますが、こちらにつきましては外国語指導助手への訂正をお願いいたします。どうも申しわけありませんでした。第20号につきましては妊婦の通勤緩和の休暇となっております。第21条につきましては略となっております。その他特別に認めるものとなっております。この特別休暇の種類につきましては、市の会計年度任用職員にも準じ国際交流員ともそろえた規定となっております。号の並びについても国際交流員と同様となっております。以上が今回改めてお諮りをお願いする部分の主な内容となっております。どうぞよろしくお願いいたします。説明がありましたが、この件について質疑はございませんか。（質疑なし）それでは質疑がないようですので採決に移ります。議案第27号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第27号は可決されました。**議案第28号　志摩市子ども重大事態調査委員会設置要綱を廃止する告示について**追加日程第２、議案第28号、志摩市子ども重大事態調査委員会設置要綱を廃止する告示についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。今回、志摩市子ども重大事態調査委員会設置要綱の廃止について提案をさせていただきます。これにつきましては４月１日施行で、別に志摩市いじめ防止対策推進条例が制定され、施行されることになっております。その新しくできる条例の中にこの子ども重大事態調査委員会に相当する委員会についても、子どものいじめ問題専門委員会という形で制定をされておりますので、今回のこの調査委員会に相当するものが新たに施行する条例に含まれていますので、元々のこちらの要綱を廃止しようというものです。以上です。説明がありましたが、この件にかかわって質問はございませんか。（質疑なし）質疑がないようですので採決に移ります。議案第28号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第28号は可決されました。**議案第21号　令和２年度志摩市奨学金の貸与について**日程第４、議案第21号、令和２年度志摩市奨学金の貸与についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。教育総務課の井上です。よろしくお願いします。資料のほう７ページ、８ページをごらんください。これにつきましては、令和２年度分の志摩市の奨学金の貸与の予定ということで、８ページの表を見てください。まず、高等学校相当の新規分として５人、年間24万ですので５人分120万円、それから大学校相当の新規分が同じく５人ということで、年間１人36万円ですので５人分で180万円。それから現在貸与に向けております高等学校等の継続分が１人分24万円と、大学校相当の継続分５人の180万円、合計504万円が貸与の予定ということで考えております。新規の高校、大学各５人につきましては、一般会計で予算化して貸与するわけではなく、基金から貸与ですので５人より多くなったとしても対応はできるものと考えておりますが、最近、貸与人数が減ってきておりまして、とりあえず５人ということで予定を組んでおります。説明は以上です。説明ありましたが本案について質疑はございませんか。（質疑なし）質疑がないようですので採決に移ります。議案第21号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第21号は可決されました。**議案第22号　志摩市学校給食費の一部無償化等について**日程第５、議案第22号、志摩市学校給食費の一部無償化等についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。教育総務課、井上です。よろしくお願いします。資料は、９ページ以降になります。まず10ページのA４横長の、給食費無償化に係る試算をごらんください。これにつきましては、無償化の対象を全員にするのか、何年生を対象にするか、いろいろ検討に検討を重ねた結果、この表にありますとおり、まず全児童生徒全てを無償化にすると給食費１億3,000万円ぐらいかかります。で、この公費負担のかっこ書きにつきましては就学援助費等を兼ねてから措置しておりまして、そちらは以前から措置されておるということで、新たに必要な公費負担ということで、かっこ書きで記載させていただいております。繰り返しになりますけども全児童生徒を無償化した場合、給食費の額としては約１億3,000万円、実際に負担がふえる分は１億140万円程度ということで、検討の中でこのほか全児童生徒の半額補助とか、あと第２子以降無償化、小学校６年生無償化、中学校３年生無償化ということで、検討の中で今回中学校３年生を対象とした無償化ということで、給食費の額にしますと1,479万6,000円、先ほどの説明ですけども新たな負担としては1,168万6,000円ということになります。この中学３年生を対象にした理由につきましては次のページから資料につけてありますが、一番の大きな理由は文部科学省が２年に１度、隔年に子どもの学習費調査というものを全国的に行っておりまして、直近が平成30年度に行われた結果でございます。調査対象、公立、私立、幼稚園から高校まで、こういった対象の方に調査かけておりまして、11ページの中段から12ページにかけては調査項目に基づいて調査を行っている資料でございます。13､14ページに調査結果の概要ということで14ページの上の表をごらんください。この調査の結果、学年別の学習費調査の総額というものが出ておりまして、網掛けのとおり、中学校３年生が約57万円ということで、ほかの学年、比べますと10万、20万円ぐらい差がありまして、主な理由としましては塾代です。塾代が一番多く中学３年生はかかっているということで、この結果に基づきまして対象を中学３年生ということにさせていただきました。もちろん対象がふえると多くなるということもありまして、財源と中学３年生の保護者の方の学習費負担額を検討して、中学３年生のみにさせていただきました。今後、議会等でも言われておりますが、対象を徐々に広げていくようなことも検討していくことになると思います。検討する内容の中では、学校給食センターの調理業務、それが民間へ委託しますと職員の人件費等々がかなり浮いてくると思いますので、民間委託も見据えながら将来的には広げることを検討していくことを考えております。ちなみに鳥羽市がこの４月１日から給食センターを民間委託すると聞いておりますので、様子を伺いながら志摩市給食センターの調理業務のほうも進められたら進めていきたいなと考えております。それから15ページの１番が平成29年度全国で文部科学省が無償化の状況を調査したものでございます。下の２番、県内の各市町の補助の状況ということで、木曽岬町から熊野市までこういった補助を行っておりますけども、全額無償化というところは県内では今のところございません。16ページのほうが、この中学校３年生の無償化をするということで、徴収基準を改定しなくてはいけませんので、まず一つ目の学校給食費の徴収金額ですが、中学校の備考欄、中学３年生は無償と記載させてもらいました。それから二番目以降は特には書いてございません。令和２年４月１日より一部改正ということで施行日の一番下に記載しております。説明は以上です。給食一部無償化の説明をいただきましたが、本件について質疑はございませんか。（質疑なし）それでは質疑がないようですので採決に移ります。議案第22号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第22号は可決されました。**議案第23号　令和２年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について**日程第６、議案第23号、令和２年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認についてを議題とします。本案は人事案件のため非公開としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって非公開とすることを決定しました。（非公開）それでは非公開を解きます。それでは採決に移ります。議案第23号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第23号は可決されました。**議案第24号　志摩市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限に関する方針について**日程第７、議案第24号、志摩市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限に関する方針についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。議案第24号、志摩市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限に関する方針についての説明をいたします。先ほど御承認いただきました在校等時間の上限に関する規則を、それを具体的にしたものがこの方針ということになります。国の指針を踏まえた形で県教育委員会が上限等に関する県立学校に対する方針を定めました。その件の方針を参考にして、各市町でも小中学校の教育職員を対象とした方針を策定してほしいという指導のもと、それを踏まえた形で策定しております。業務を行う時間の上限、それから教育委員会が講ずべき措置等について具体的に述べる形となっております。特に４の教育委員会が講ずべき措置の（１）にございますように、勤務時間についての客観的計測を行うこととされていることから志摩市内の全ての小中学校において４月よりタイムカードを導入して在校等時間の客観的把握を行っていく予定です。また上限時間が月45時間ということで、月に45時間までは時間外労働をしてもいいということではなく、本来学校の業務は正規の時間で終われるように調整すべきものであるという原則等を５番の留意事項にまとめております。説明は以上です。説明をいただきましたが、本件について質疑はございませんか。（質疑なし）それでは質疑がないようですので採決に移ります。議案第24号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第24号は可決されました。**議案第25号　令和２年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について**日程第８、議案第25号、令和２年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。令和２年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について説明いたします。幼稚園方針それから小中学校方針とも合い言葉は、「子どもにとって子どものために」というキーワードを使い、志摩市教育推進計画にある４つの基本方針をもとに重点項目を挙げております。幼稚園については①から⑦まで、小中学校については①から④までの重点項目となっております。市内の学校の現状から、小中学校の方針の上段にあります項目の中に、不登校の子どもへの支援の充実というのを特化して令和２年度は挙げております。大きくはこれまで同様の方針となっております。以上です。説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。小中学校については昨年度分を資料としてありますが、一番上の四角の中の１行目に書いている部分については、少し表現を変えてみました。一人一人の自立と、それから仲間としてつながる子どもたちの育成という言葉で、昨年度までの自己肯定感のものをさらに進めた形の表現としました。それから防災教育の充実が特化されておりましたが、決して軽んじるものではありませんので、四角がたくさん下に並んでいると思いますが、その中に防災教育も位置づいておりますので、引き続き力を入れていく部分になると思います。よろしいでしょうか。委員。2020年度小中の合い言葉の下です。３番目のところに文字が抜けていると思います。もう１点、「幼稚園のよりよい幼稚園教育の実現のために」というところで、教育委員会が計画を立てて各幼稚園へ提示していくと思います。資料の中に幼児期の終わりまでに育ってほしいという10項目の言葉などを入れていただきたい。それから保護者の願いという項目がありますが、ここに小中学校と同じように保護者とか地域の人の願いということで、文言を入れていただけたらと思いますので、また御検討お願いしたいと思います。２点ありましたが、よろしいでしょうか。（「はい」と事務局返事。）それでは、その他よろしいですか。委員。②のところにコミュニティスクールの推進ということを新たに入れていただいてありますが、鵜方小学校では学校運営協議会等をつくってコミュニティスクールの推進をしておりますが、ほかの学校についてもコミュニティスクールという形で学校運営協議会を設置してという方向性で進めたいということで、ここに入れていただいたということで理解してよろしいですか。令和４年度を目途に、全ての学校でコミュニティスクールを実現させていくことを考えております。ありがとうございます。そういう方向で令和２年度から準備が始まるということになります。ほかよろしいでしょうか。（質疑なし）質疑がないようですので採決に移ります。議案第25号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第25号は可決されました。**報告第６号　令和元年度第２回志摩市学校給食センター運営委員会について**日程第９、報告第６号、令和元年度第２回志摩市学校給食センター運営委員会についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。教育総務課、井上です。第2回の志摩市学校給食センター運営委員会が２月25日に開かれましたので、その会議結果を報告させていただきます。資料につきましては25ページからになります。まず出席者ですけども、委員16名中、13名に出席いただきました。過半数以上ということで委員会の開催要件は満たしておりました。それから教育委員会サイドとしまして教育長、事務局、私（教育総務課長）と学校給食センターの中村所長が出席しました。まず令和元年度の学校給食の関係の実施状況で、１つ目が学校給食センターの経過報告ということで、別冊の資料１の学校給食センターで行った事業内容の報告を行いました。特にこれについての質疑はございませんでした。それから２番目ですけども、学校給食の実施回数ということで、こちらも資料の２のほうで、各学校行事等々で数字が変わってきますけども多いところで187回、少ないところで184回でした。これについても特に質疑はございませんでした。それから３つ目の異物混入というところで資料３、左上のほう、異物混入件数７件、うち給食センターが要因となったものが３件、納入業者によるものが１件、不明なのが３件ということで、計７件。詳細につきましてはごらんのとおりです。下のほうの表に平成25年度以降の件数と書いてありますけど、気をつけるということで減っておりまして、昨年までに比べると今年はかなり減って、20数件あったものが７件ということで、特に健康被害等、重大な案件はありませんでしたので報道等への公表もされるような内容ではなかったと聞いております。これについても特に質疑等ございませんでした。それから４つ目ですけども資料４の食物アレルギーの対応状況ということで、これにつきましては小中学校13校中78名の児童生徒数が何らかのアレルギーをもっておりまして対応しておるということで、原因物質等につきましては真ん中の表のとおりでございます。センターにはアレルギー対応の専用の部屋で調理しておりまして、医師の診断書をもとに学校、保護者と連携をはかりながら事故の起こらないよう対応しようということを説明させていただきました。これについても特に質疑はございませんでした。それから５つ目ですけども、志摩市創生総合戦略、令和元年度事業ということで、これにつきましては生産者交流会のことですけども、令和元年度につきましては６回行ったということで状況の写真を資料としまして、このような状況で開催したという報告をさせていただいております。委員長からセンターで放送資料を作っていただいて、校内放送をしておるということで、基本的に生産者が訪れる学校っていうのが各小学校の中のどの学年ですかという問いに、全ての学校で行っておりませんので、生産者が訪れてない学校とか学年とかにつきましては校内放送で、その食材についての説明をしていただいておりますという内容の質疑がありました。それから柴原委員から、娘が交流会へ行って、多分オクラの生産者交流会だと思いますが、オクラのつくり方とかそういったことを知れてうれしそうに話してくれたという話がありました。議案のほうは以上で、その他のほうで学校給食の残食についてということのアンケート結果になりますが、これが別冊の資料の６、昨年度平成30年度で児童生徒に給食の関係のアンケートを行い、今年度につきましては各学校の担任の先生を中心に学校における残食をなくすような取り組みをやっていますかというようなアンケートを夏に行いました。その内容で結果が出ましたのでそれを報告させていただいております。これにつきましては、各学校のほうにこの結果を周知しまして内容を見ていただいて、各学年、クラスで何か残食を減らすような取り組みの参考になり、もし参考になるものがあれば取り入れてくださいということで、各学校には伝ております。それから一旦終わりまして、全体を通して何か御意見を聞きまして、26ページの中段からになりますが、委員の１人からそこのお子さんは給食をよく食べるみたいで、今の量では足りないというありがたい御意見をいただいておりますけど、一応、栄養的に決まっている量があるということで、保護者の方と話をというような内容です。それから養護教諭の先生からカレーがいつも人気なので、月１回程度給食に出ますが、もう少し増やしたらどうかなという提案をいただき、栄養教諭から洋食は家庭で食べておりますので和食中心のものを考えており、一応今のところ月１回程度としていますが検討しますというような内容でした。あと去年の、先ほど言いました児童生徒からのアンケートの中に、コーヒー牛乳と揚げパンを復活させてくださいという要望がありまして、揚げパンにつきましては、現在のセンターで3,100、200食、用意することは設備的にも時間的にも不可能ですので揚げパンは難しいということで、コーヒー牛乳のほうを今年度出させていただきました。それについて多分カフェインの関係だと思いますが、家で飲むなという家庭があるというような話が出まして、昔はミルメークがあって飲みやすかったということで、私も子ども時代は飲みましたけど、その時は瓶の牛乳で粉を入れやすかったんですけど、今は牛乳自体が紙パックなので、液体のミルメークはありますが、なかなかストローの穴から入れるのが低学年は難しいいうことで出してないと聞いております。委員長からフルーツ牛乳はどうかなという話は出ましたが、合成着色料が結構含まれているというような話が栄養教諭からありました。会議の内容としましては以上のとおりです。説明は以上です。給食運営委員会の説明をいただきましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）質疑がないようですので報告第６号は承認されました。**報告第７号　県費負担教職員の人事異動内申**日程第10、報告第７号、県費負担教職員の人事異動内申についてを議題とします。本案は人事案件のため非公開としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって非公開とすることに決定しました。（非公開）非公開を解きます。それでは報告第７号は承認されました。**報告第８号　保護者宛文書「子どもの育ちや学びの支援　志摩市総合教育センター」の発行について**日程第11、報告第８号、保護者宛文書、子どもの育ちや学びの支援、志摩市総合教育センターの発行についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。総合教育センター、田畑です。報告第８号、保護者宛文書、子どもの育ちや学びの支援、志摩市総合教育センターの発行について御説明申し上げます。ページ数で30ページになります。志摩市総合教育センターについての保護者への周知につきましては、昨年４月の開設に合わせまして市内全ての保育所、幼稚園、小中学校の保護者に向けてパンフレットを配付いたしました。令和２年度の当初の保護者への周知につきましては、保育所、幼稚園、小中学校におきまして新たに入所、入園、入学した子どもたちの保護者へはパンフレットを配布させていただき、それと並行いたしまして全ての保護者に対しましてこの報告させていただきます文書を配付させていただく予定です。内容について、ごらんいただきましたとおり、教育相談につきましては表面に記載させていただいております。教育相談員が対応する教育相談の相談時間や電話番号を記載するとともに、臨床心理士によるカウンセリングの案内をさせていただいております。カウンセリングの予約につきましては、志摩ふれあい教室と相談専用電話の２つの電話番号を記載しております。相談に見える方で志摩ふれあい教室の通級生に関しましては、これまでもふれあい教室職員を通じて予約していた方が多数います。その方についてはこれまでどおり対応することにしております。また、ふれあい教室に通級していない保護者の方で教育相談の延長上でカウンセリングにつながっていく場合もありますので、教育相談員が対応する教育相談専用電話でも予約には対応しております。教育相談員やふれあい教室職員は連携を密にしていますので、相談者がいずれの電話番号にかけてきたとしましても予約への対応はできることとなっております。文書の下の部分ですけども、館内における相談室周辺の様子を写真で紹介し、相談しやすい環境を整えていることを紹介しております。特に出入り口については相談者への配慮をしているということも、これで伝えております。裏面をごらんください。志摩ふれあい教室の様子を紹介しております。活動スペースや活動内容の一部を紹介しておりまして、写真を掲載することで教室のイメージもわかりやすくしております。この他に真ん中あたりですけども、志摩市に２カ所ありますことばの教室の案内や三重県の相談機関について紹介しております。一番下、最後ですけども新年度を迎えるに当たりまして、学校生活に不安な思いを持っている子もいると思われます。保護者の方へということで、お子さんのそんな思いをしっかり受けとめてやっていただきたいということ、困ったときには相談機関へ相談してほしいことなどを伝えるような内容を示しております。以上です。説明いただきましたが、本件について質疑はございませんか。よろしいですか。委員。スクールカウンセラーのことでお願いがあります。学校への訪問回数は決まっているとは思いますが、年度の最後の日の会話の中で、きょうが最後の日ですというようなことを相談しに見えた保護者の方に伝えたということを聞きまして、年度の最後だと聞かされてしまうと、もうこれ以上相談できないのではないかというふうに不安な気持ちになったようでしたので、年度の最後の日であっても継続して相談できるよっていうことをしっかり伝えてあげていただきたいなと思いまして、この場をかりてお願いしたいと思います。そんな声があったということですね。スクールカウンセラーを県から派遣されておりますが、そういった返答で不安を与えないようにということかと思いますので、その辺はいただいた声としてまた伝えさせていただきたいと思います。対応も不安を与えないようなことでお願いしたいと、伝えさせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございます。ことばの教室はもう１つできるということじゃなかったかな。中学校のほうですね。文岡中学校、この４月から。ここへは別に書かなくてもいいですかね。実際に４月１日から即スタートっていうのは非常に難しいので、東海小、磯部小との業務をお手伝いしながら実際には２学期ぐらいから、文岡中学校内での指導ができるのを目指す形になると思います。一応、見通しとしては来年度ですね。はい。来年度に中学校に言葉の教室ができるという方向で、また実際に動き出したら周知があると思います。ほか、よろしいでしょうか。（質疑なし）それでは質疑がないようですので、報告第８号は承認されました。**その他協議・報告案件について**日程第12、その他協議、報告案件についてということで各課のほうから行事予定等の報告をしてもらいたいというふうに思います。質疑については一括してあとで行いますので御了解ください。事務局。教育総務課、井上です。資料の32ページをごらんください。４月の教育総務課関係の行事予定ということで、まず４月10日金曜日ですが、午後１時半から６階の会議室、４階がとれなくて６階の会議室になりますが、令和２年度小中学校予算配当説明会が、教育総務課だけじゃなくて全課に該当しますが、令和２年度の主要事業、それから各学校に配当する予算の説明会ということで、各学校の学校長とか、あと事務監にお集まりいただいて説明会を例年開いておるのが４月10日にさせていただくというものでございます。それから次回の第４回定例教育委員会、４月20日、月曜日９時から、会場はここではなくて403会議室ですので、また注意ください。教育総務課は以上です。事務局。学校教育課、澤田です。よろしくお願いします。資料33ページになります。済んだ部分も含まれておりますが３月24日までが臨時休校措置の期間となっておりまして25日に修了式をさせていただきました。３月31日に教職員の退職辞令交付式、それから次の４月１日に教職員辞令交付式を行います。字が太くなっておりませんけど、教育委員さんの御出席をよろしくお願いいたします。それから４月６日が小中学校の始業式、７日が中学校入学式、８日小学校入学式、９日が幼稚園入園式となっております。それから４月10日に主要事業説明及び予算配当説明会ということで、校長先生それから事務の先生中心に予算の関係の説明をさせていただきます。16日には人権感覚あふれる学校づくり事業説明会ということで、例年中学校区ごとに連携した取り組みを開いておりますこの事業の説明会を予定しております。以上です。事務局。総合教育センターですけども、この間におきましては特に行事等はございません。事務局。生涯学習スポーツ課の中島です。資料35ページをごらんください。この生涯学習スポーツ課からの御報告です。何点か修正等もございますのでよろしくお願いいたします。４月１日、生涯学習講座申し込み受付開始、こちらにつきましては予定どおり４月１日から行いますが、この際には41講座ということで本年度予算につきましては44講座で残り３講座につきましては追って募集を受けていくというふうな形になるかと思います。そしてそこから下のところになりますが４月８日水曜日、時間は未定となっておりまして、東京2020とオリンピック聖火リレー三重県ルート四日市、伊勢と、その次になります４月９日の木曜日未定となっております東京2020オリンピック聖火リレー三重県ルート伊賀市から熊野市というところです。本来でしたらこの場でお時間をお知らせして、こういった企画で進めますということがお知らせできる予定でしたが、オリンピックの延期によりまして、こちらのイベントにつきましても三重県のほうから延期するという連絡がございました。そのことによって、この２番目３番目の部分につきましては延期という形でございます。本来ですと８日の四日市、伊勢ルートのところでこの志摩管内の小学生４名、そして９日が２名ということで全体の小学校から募集をかけまして、131名の募集がありまして、その中から６名を選びましたが、今回は延期という形でございます。その６名の方々につきましては、来年度にこの聖火リレーが開催されるときに優先的に出ていただくということで、相手方さんとも協議して納得していただいておる状況でございます。続きまして、４月20日から４月24日、こちらにつきましては月曜日から金曜日までということで、こちらも未定でしたが、日本財団あすチャレスクール2020ということで、各市小中学校の体育館で日本財団のほうがホストタウン事業の一環としまして、障がいをお持ちの選手に各小中学校を回っていただきまして、アスリート、実際に障がいをもっているからかわいそうだよというようなものじゃないんだと。我々は、これだけできるんだよっていうふうな、すごく温かい話をしてもらう予定で、ものすごく期待しておりましたが、これにつきましても、この20日までに新型コロナウイルスの関係で人がたくさん集まるということが困難であるかどうかというところで、現在調整中でございます。ということで、間もなく国とも調整も進めさせていただきまして日本財団のほうからどういった運営になるかというふうなところの返事がくることとなっております。こちらにつきましては、ホストタウン事業では５校までというふうな形で募集していましたが、皆さんのところから募集があったということで予算も使わさせていただいて、13校全てで行うというふうな方向で進めさせてもらっていく予定でございます。生涯学習スポーツ課のほうの御報告は以上でございます。事務局。国体推進室の阿部です。よろしくお願いします。行事予定につきましては、PR活動等自粛しておりますので特にございません。ただ、ボランティアの部分につきましては、継続して募集中でございますので、もしお知り合いの方とかおりましたら御紹介いただきたいと思います。以上です。以上で各課からの報告は全て終わりましたので、一括して質疑を求めます。質疑はありませんか。よろしいでしょうか。御承知のことと思いますが小中幼稚園、入学式は今行う方向ではおりますが、来賓の出席はございませんので学校で先生とやっていただくという方向で動いております。御了解ください。それでは質疑ございませんので、次へ進みます。その他の案件というふうなことで２件聞いておりますが、事務局。教育総務課、井上です。資料のほう37ページ、38ページをごらんください。令和２年と令和３年にかけての教育委員会定例会の予定表をつけさせていただいております。これにつきましては例規のほうで月20日に開催するというのが明記されておるんですが、今年度令和元年度におきましては議会と調整しておらず、議会の日程によっては20日に開かれなかったことが多々あったと思いますが、４月以降につきましては先に議会のほうにこちらの日程押さえましたので、基本的には20日、土日祝日等が出ますとその後の日程ということで、ごらんの日付で開催予定を考えております。それから38ページにつきましては前日の打ち合わせ、教育委員さんとの打ち合わせ会ということで、このような日程でさせていただいております。説明は以上です。この件についてよろしいですか。（「了解しました。」）それでは続きまして、事務局。総合教育センターのほうからですけども、最後のページですね。子どもの育ちや学びの支援、志摩総合教育センター便りということで毎月発行しておるやつでございます。これについて説明させていただきます。今回は３月９日付で発行しました第11号になっております。まず表面ですけども、２月10日に開催いたしました第３回特別コーディネーター研修の内容について記載しております。大阪大谷大学の小田浩伸さんを講師にお招きしまして、共感から始まるわかる授業づくりの工夫というテーマで研修を行いました。特別支援教育コーディネーターを対象としました研修でしたけども、研修の内容が日々の授業づくりの中で大切にしていかなければならないことについてということですので、全ての教職員が知っておくべき内容でもありますので御紹介させていただいております。次、裏面のほうですけども第２回三重スタディチェックについて記載しております。三重スタディチェックの結果分析を行いまして次年度の取り組みにつなげていくことを依頼するような内容です。後半部分ですけども、教職員の皆様へということで、長い休み明けの子どもたちの様子に気を配るとともに心配な子があったら相談機関へつなぐことを進めるといった内容ではあります。最後ですけども、三重県教育委員会の研修を紹介させていただいております。センター便りにつきましては来年度も月１回発行していく予定です。以上です。特に質疑はございませんか。定例会の前日の打ち合わせですけど、９月20日が日曜日ですが、９月18日の金曜日ですよね。申し訳ありません。９月18日の金曜日で訂正願います。ほか、よろしいでしょうか。（「なし」の声あり）それでは、その他協議・報告案件についてを終わります。以上で本日の日程は全て終了しました。次回の定例教育委員会は和２年４月20日、月曜日９時から403会議室で行います。以上で、令和２年第３回定例教育委員会を閉会します。お疲れさまでした。本日の会議を記録し、署名する。　　教　　育　　長　　　　　委　　　　　員 |